

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について
(第 3 分野) (総括表)

(分野名)第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>1 男性にとっての男女共同参画</p> <p>ア 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画週間」を通じた広報・啓発活動の実施 平成26年度の男女共同参画週間では、男性がより家事・育児等に関わりたくなるようなキャッチフレーズを決定する等、家庭生活における男女共同参画を促進した。 ・ 男性にとっての男女共同参画シンポジウムの開催 男性にとっての男女共同参画に対する理解を深め、男性の地域・家庭等への参画を促進するため、男性にとっての男女共同参画シンポジウムを開催した。 ・ 男性にとっての男女共同参画ポータルサイトの開設 男性にとっての男女共同参画に対する理解の促進と、ロールモデルの発信、情報提供に努めるため、男性にとっての男女共同参画ポータルサイトを開設した。 ・ 地方自治体担当者向けセミナー(男性にとっての男女共同参画)の実施 地方自治体の担当者が、各地域において男性にとっての男女共同参画を推進するにあたり、その意義や具体的な事例等に対する理解を支援するため、自治体職員向けセミナーを開催した。 ・ 地方自治体担当者向けセミナー(ワーク・ライフ・バランス)の実施 各地域における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組強化を図るため、地方自治体の担当者を対象としたセミナーを実施した。 ・ 男女共同参画社会に関する世論調査、「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査の実施 固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や男性の心身の健康の問題等を把握することを目的に、世論調査や意識調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、シンポジウムの開催等を通じて、男性にとっての男女共同参画の理解を促進し、取組の裾野の拡大と深度化を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の育児休業取得率や6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間等が上昇基調にあることなど、取組の裾野は広がりつつある。しかしながら、男性の家事・育児参画等の取組状況は成果目標には及ばず、依然として低水準となっている。 <p>これらの背景には、男性の固定的性別役割分担意識や長時間労働の問題があると考えられ、現状を打開するため、こういった意識の解消と、働く本人だけでなく経営者や管理職が働き方改革の取組を進める必要がある。</p>	
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、男女共同参画を含む女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるという計画の要請にかなった活動を行っていると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
イ 企業における男性管理職等の意識啓発	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性にとっての男女共同参画シンポジウムの開催 男性にとっての男女共同参画に対する理解を深め、男性の地域・家庭等への参画を促進するため、男性にとっての男女共同参画シンポジウムを開催した。特に、平成25年度は「ワーク・ライフ・バランス」を、平成26年度は「男性の家事・育児参画等に対する上司の理解促進」をテーマとして実施した。 ・ 経営者・管理職向けトップセミナーの開催 企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を推進するため、関係団体と連携して、企業経営者や管理職を対象とした経営者・管理職向けトップセミナーを実施した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の育児休業取得率や6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間等が上昇基調にあることなど、取組の裾野は広がつつある。しかしながら、男性の家事・育児参画等の取組状況は成果目標には及ばず、依然として低水準となっている。 <p>これらの背景には、男性の固定的性別役割分担意識や長時間労働の問題があると考えられ、現状を打開するため、こういった意識の解消と、働く本人だけでなく経営者や管理職が働き方改革の取組を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、シンポジウムの開催等を通じて、男性にとっての男女共同参画の理解を促進し、取組の裾野の拡大と深度化を図る。また、関係団体と連携して適切な事例を選定する等して、経営者・管理職の意識改革を進め、企業等における取組を促進する。
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)及び「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針(平成18年厚生労働省告示第197号))に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進するため、業種、企業の実情に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を行った。 ・ イクメンプロジェクトを推進し、その中で男性労働者の仕事と育児の両立を促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」や、男性も育児休業等を取得しやすい職場づくりに取り組み、部下の育児と仕事の両立を推進するために配慮工夫し、あわせて業務効率を上げるよう工夫している管理職を表彰する「イクボスアワード」を実施し、企業の好事例や管理職のモデルを広く周知することにより、男性の仕事と育児の両立を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取組に対する支援を拡充する。 ・ 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に、働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨説明するとともに、非正規雇用の労働者についても仕事と家庭の両立支援の取組の対象となることを盛り込む。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の取組状況】</p> <p>○労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 計画策定時52.1%(成果目標100%)[平成32年] → 平成25年60.6%</p> <p>○週労働時間60時間以上の雇用者の割合 計画策定時10.0%(成果目標5割減[平成32年]) → 平成25年8.8%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点において目標は達成されていないが、計画策定時と比較し、目標へ向け少しずつ前進している。 ・目標達成に向けた課題の一つとしては、労働者の希望も踏まえた労働時間等の見直しを進めることや恒常的な長時間労働が過重労働の一因となるおそれがあることについて未だ労使の理解が十分でないことが考えられる。 <p>○年次有給休暇取得率 計画策定時47.4%(成果目標70%[平成32年]) → 平成24年 47.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向けた課題の一つとしては、労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間雇用者の育児休業の取得促進に取り組む。 ・イクメンプロジェクトを引き続き実施することとし、セミナーの充実や、イクメン企業アワード・イクボスアワードの実施による好事例の普及等により、男性の仕事と育児の両立を一層推進していく。
ウ 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、平成25年度は、「テレワーク全国展開プロジェクト」を展開。テレワーク未導入企業のテレワーク導入を支援するため、テレワーク導入支援専門家による、導入コンサルティングを行った(平成24年度:25社、平成25年度:41社)。また、テレワーク導入に関するセミナーを開催し、テレワーク導入のメリット、テレワークソリューション、テレワーク事例等の紹介を行った(平成24年度:20回、平成25年度:5回)。 ・平成24年度には、民間企業等がテレワークの実施に当たって情報セキュリティ上留意すべき点についてまとめた、テレワークセキュリティガイドラインの改訂も行った <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在宅型テレワーカーの数」は、第3次男女共同参画基本計画の成果目標(700万人)となっている。平成25年度テレワーク人口実態調査より、在宅型テレワーカー数は720万人となり成果目標の700万人を上回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍支援に向けて、事業者・利用者の意識改革を促すとともに、テレワーク環境の裾野を拡大するため、先進的なワークスタイルの実現に関するシステム確立等に向けた実証や、企業等のテレワーク導入を促す人的サポート体制の拡充等を通じて、就業者におけるワークライフバランスの確立などを実現する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク(愛称:くるみん)を使用することができるとされている。この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、平成23年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置を幅広く周知し、認定の取得促進を図っている。 同措置については、当初平成23～25年度の3年間の措置であったが、平成26年3月31日に公布、同年4月1日に施行された「所得税法等の一部を改正する法律」により、適用期限が平成26年3月31日から平成27年3月31日まで1年間延長されている。 ・次世代法は2014(平成26)年度末までの時限立法であるが、同法の有効期限の10年間の延長、新たな認定(特例認定)制度の創設等を内容とする改正法案を第186回通常国会に提出し、2014年4月16日に成立した。 これを踏まえ、認定基準・行動計画策定指針の見直しについて労働政策審議会において議論を行い、平成26年9月24日に改正次世代法施行規則案要綱及び行動計画策定指針案要綱について諮問及び答申が行われたところ。これらを含め、改正法の円滑な施行に向けた取組を進めていくこととしている。 ・都道府県労働局雇用均等室において、育児・介護休業法の周知徹底を図り、企業において規定が適切に整備され、制度として定着し、法の履行確保が図られるよう、個別指導及び集団指導を効果的に組み合わせた計画的な指導等を実施している。 また、育児休業の取得等を理由とした不利益な取扱いに関する相談件数は、引き続き高い水準で推移していることから、育児・介護休業法に基づく労働者の権利が侵害されている事案について相談があった場合には、相談者の立場に配慮しつつ、法違反がある場合には事業主に対し迅速かつ厳正な指導を行っている。 また、労働者と事業主との間の紛争については、相談者のニーズに応じ、都道府県労働局長による助言・指導・勧告及び紛争解決援助制度により、その円滑かつ迅速な解決を図ることとしている。 ・短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、制度導入支援マニュアルを配布したほか、制度を導入した事業主に対する助成金等の活用、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供を実施した。 ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)及び「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針(平成18年厚生労働省告示第197号))に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進するため、業種、企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取組に対する支援を拡充する。 ・引き続き、良質なテレワークの普及に向けて、テレワークモデル実証事業の実施、導入に取り組む企業への支援の拡充を図るとともに事業主団体と連携した支援等に取り組む。 ・更に短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、マニュアルの配布、制度を導入した事業主に対する助成金等の活用、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営等による短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等の各種施策を引き続き行う。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・良質なテレワークの普及に向けて、総務省等の関係省庁と連携しつつ、テレワーク導入時における労務管理上の課題等について相談に応える相談センターの設置や訪問によるコンサルティングの実施、セミナーの開催、仕事と子育て等との両立を可能とする週1日以上終日在宅テレワークモデルを構築するテレワークモデル実証事業(平成26年度～平成28年度の3年間で実施)等について実施している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 計画策定時52.1%(成果目標100%)[平成32年] → 平成25年60.6%</p> <p>週労働時間60時間以上の雇用者の割合 計画策定時10.0%(成果目標5割減[平成32年]) → 平成25年8.8%</p> <p>・現時点において目標は達成されていないが、計画策定時と比較し、目標へ向け少しずつ前進している。</p> <p>・目標達成に向けた課題の一つとしては、労働者の希望も踏まえた労働時間等の見直しを進めることや恒常的な長時間労働が過重労働の一因となるおそれがあることについて未だ労使の理解が十分でないことが考えられる。</p> <p>年次有給休暇取得率 計画策定時47.4%(成果目標70%[平成32年]) → 平成24年 47.1%</p> <p>・目標達成に向けた課題の一つとしては、労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じていると考えられる。</p> <p>6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 計画策定時60分(成果目標2時間30分[平成32年]) → 平成23年 67分</p> <p>次世代認定マーク(くるみん)取得企業数 計画策定時920企業(成果目標2,000企業[平成26年]) → 平成26年8月末 1,951社</p> <p>短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) 計画策定時8.6%以下(成果目標29%[平成32年]) → 20.1%(平成24年)</p> <p>在宅型テレワーカー数 計画策定時330万人(成果目標700万人[平成27年]) → 平成25年 720万人</p> <p>・国土交通省の平成25年度テレワーク人口実態調査によると、在宅テレワーカー数は720万人となり成果目標の700万人を上回っている。</p>	<p>・改正育児・介護休業法(平成22年施行)附則の5年後見直し規定を受けて、必要な見直しの検討を進める。</p> <p>・改正次世代育成支援対策推進法に基づく企業の働き方の見直しを進めるために、認定及び特例認定の取得を促進する。このため、認定制度及び特例認定制度の認知度の向上を図る。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	国土交通省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省において、「テレワーク人口実態調査」を実施し、在宅型テレワーカー数等を毎年調査し、公表している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在宅型テレワーカーの数」は、第3次男女共同参画基本計画の成果目標(700万人)となっている。平成25年度テレワーク人口実態調査より、在宅型テレワーカー数は720万人となり成果目標の700万人を上回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もテレワーク人口実態調査を実施するとともに、新たにテレワーク展開拠点構築検討調査を実施する。
エ 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性にとっての男女共同参画ポータルサイトの開設 男性にとっての男女共同参画に対する理解の促進と、ロールモデルの発信、情報提供に努めるため、男性にとっての男女共同参画ポータルサイトを開設した。 ・ 男性の家事・育児参画を先導するキーパーソンの育成 働き方の見直しを進め、男性の家事・育児参画を促進するため、地域・企業等において男性の意識改革や働き方の見直しを先導するキーパーソンを育成する。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の育児休業取得率や6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間等が上昇基調にあることなど、取組の裾野は広がつつある。しかしながら、男性の家事・育児参画等の取組状況は成果目標には及ばず、依然として低水準となっている。 <p>これらの背景には、男性の固定的性別役割分担意識や長時間労働の問題があると考えられ、現状を打開するため、こういった意識の解消と、働く本人だけでなく経営者や管理職が働き方改革の取組を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、男性にとっての男女共同参画の理解を促進し、取組の裾野の拡大と深度化を図るために、興味を引くコラムやロールモデルを掲載する等、ポータルサイトの随時コンテンツの更新を行う。また、キーパーソンの育成を通じて、地域や企業等における取組を促進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導が充実するよう、新しい小・中・高等学校学習指導要領(小学校は平成23年4月から、中学校は平成24年4月から全面实施。高等学校は平成25年4月から年次進行で実施)の趣旨の周知・徹底を図った。 ・文部科学省では、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。 また、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の子育てや家庭教育への参画に資する取組であったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育については、今後とも、男女共同参画社会についての理解を深めるため、引き続き、学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。 ・家庭教育については、引き続き、身近な地域における家庭教育支援体制の充実のため、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者等への学習機会の提供等の家庭教育を支援する活動を推進するとともに、父親の家庭教育への参加や、新たな家庭教育支援人材としてのシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議を行う。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、「地域子育て支援拠点事業」を促進しており、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業として取り組んでいる。平成25年度においては、(ア)保育所、公共施設の空きスペース、商店街の空き店舗、公民館等において実施する「一般型」、(イ)「一般型」の事業に加えて子育て家庭が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約、提供を行う利用者支援や、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援等の地域支援を実施する「地域機能強化型」、(ウ)児童福祉施設等において子育て中の当事者等をスタッフに交えて実施する「連携型」の3つの類型により、子ども・子育て支援新制度への円滑な施行に向けた事業展開を図っている。</p> <p>・育児を積極的に行う男性「イクメン」及び「イクメン企業」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を実施しており、参加型の公式サイト4の運営やハンドブックの配布、男性の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業の表彰(イクメン企業アワード)等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>地域子育て支援拠点事業:計画策定時7,100か所 最新値8,201か所(平成25年度実施状況)</p>	<p>・地域子育て支援拠点事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画のもと実施される地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、今後も更なる設置の推進と機能の充実を図っていく。</p> <p>・育児を積極的に行う男性「イクメン」及び「イクメン企業」を広めるため、イクメンプロジェクトを引き続き実施する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
オ 男女間における暴力の予防啓発の充実	内閣府	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層に対して女性に対する暴力の被害者又は加害者にならないための効果的な指導を行うため、予防啓発教育プログラム及び教材を開発した。 ・ 平成22年度から、予防啓発教育プログラム及び教材を活用し、若年層に対して教育・啓発機会を多く持つ指導的立場にある者や若年層に対する暴力に関する予防啓発事業を担当している地方公共団体の職員及び若年層を対象とした研修を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修の参加者アンケートによると、研修について「非常に有用であった」または「有用であった」と答えた参加者の割合は80%以上であり、概ね高い評価を得ている(例、平成25年度「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」①指導者向け研修(大阪開催)93.1%、②指導者向け研修(東京開催)83.1%、③若年層向け研修(東京開催)83.9%)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るため、予防啓発プログラム及び教材の内容について、研修参加者へのアンケート調査結果等を参考に必要に応じ見直しを行う。
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、ドメスティック・バイオレンスを含む女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、インターネット配信、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベント等における啓発活動を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人権週間」を中心に特に重点的に全国各地の法務省の人権擁護機関で啓発活動を行うことで、男女間における暴力を予防するという計画の要請にかなった活動を行っている」と評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、「人権週間」期間中における活動を一層推進させるとともに、年間を通じて広報啓発活動にもより積極的に取り組んでいくこととする。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校教育関係者等に対する会議等において、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材について周知を図っていく。
カ 食育の推進	内閣府(共生社会政策)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>第2次食育推進基本計画(平成23～27年度)(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づき、食育月間を定め、その一環として食育推進全国大会を開催するとともに、食育推進に関して功績のあった者に対する食育推進ボランティア表彰を実施し、食育推進に関する普及・啓発を図った。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>食育に関心を持っている国民の割合が上がる中、男性における関心の度合いも向上している。</p>	<p>引き続き第2次食育推進基本計画に基づいて、普及・啓発を推進していく。</p> <p>また、第3次食育推進基本計画(平成28～32年度)の作成に向け、普及・啓発の有り方等について、食育推進評価専門委員会において、現在検討しているところ。</p>
キ 男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等	内閣府(男女共同参画局)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアルの作成 地方自治体等における男性に対する相談体制を整備することを目的に、担当行政職員を対象としたマニュアル(参考資料)を作成し、関係機関に配付した。 ・ 男性相談担当者研修の実施 地方自治体における男性相談担当者を対象に、男性に対する相談体制を整備するにあたっての留意事項や、相談員としての心構えの理解を深めるため、男性相談担当者研修を実施した。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等において新規に男性相談窓口開設の問合せが寄せられるなど、取組に裾野の広がりが見られている。こうした取組を促進するため、地方自治体の男性相談担当者(部署)に対して情報提供を行う等、支援を継続していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成した「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル」内容の浸透を図るため、男性相談担当者研修等の機会を通じて趣旨や対応の留意点等の徹底を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	内閣府(共生社会政策)	<p>【施策の取組状況】 内閣府において、自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月1日～31日)等を通じて、集中的に啓発事業を実施している。また、地域自殺対策緊急強化基金を通じ、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の推進を図るため、中高年男性向けの啓発を含めた地域の実情に応じた取組を行う地方公共団体や民間団体を支援している。</p> <p>【施策の評価】 ・「自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)」は第3次男女共同参画基本計画の成果目標(平成17年の自殺死亡率24.2を、平成28年までに自殺死亡率を19.4以下(20%以上減少)にする)となっている。平成25年の自殺死亡率は20.7と自殺死亡率は着実に低下しており、自殺対策全体としての取組の効果が現れてきていると考えられる。</p>	<p>・今後も、継続的に男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等を図れるよう、自殺予防週間等を通じた啓発活動を実施するとともに、地域の実情に応じた取組を行う地方公共団体や民間団体を支援していく。</p>
<p>2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成</p> <p>ア 教育による男女共同参画の理解の促進</p>	文部科学省	<p>【施策の取組状況】 ・文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導が充実するよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図った。 また、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図った。 ・独立行政法人国立女性教育会館では、全国の家庭教育・次世代育成支援の行政担当者、子育て支援に携わる団体のリーダー、企業の次世代育成支援担当者等を対象に、家庭教育・次世代育成指導者研修を行った。</p> <p>【施策の評価】 ・男女共同参画の理解の促進に資する取組であったと考えられる。</p>	<p>・文部科学省では、今後とも、男女共同参画社会についての理解を深めるため、引き続き、学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。 ・独立行政法人国立女性教育会館では、引き続き、家庭教育・次世代育成に関する研修成果について、ホームページを通じて情報提供を行う。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
イ 子どもの健康の管理・保持増進の推進	内閣府(共生社会政策)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>第2次食育推進基本計画(平成23～27年度)(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づき、食育月間を定め、その一環として食育推進全国大会を開催するとともに、食育推進に関して功績のあった者に対する食育推進ボランティア表彰を実施し、食育推進に関する普及・啓発を図った。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>平成23～25年度についても、多数の関係省庁及び関係機関・団体の協力の基、全国大会を開催することにより、数多くの来場者を得ることができた。それによって、幅広い食育関係者の連携が促進された。</p>	<p>引き続き第2次食育推進基本計画に基づいて、普及・啓発を推進していく。</p> <p>また、第3次食育推進基本計画(平成28～32年度)の作成に向け、普及・啓発の有り方等について、食育推進評価専門委員会において、現在検討しているところ。</p>
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者や20歳代の若年層による覚醒剤、大麻等の乱用への対策として、薬物供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進した。 ・ 学校等の理解と協力を得た上で、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員を学校に派遣し、薬物乱用の実態等を踏まえた薬物乱用防止教室を開催している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年から平成25年にかけて、薬物事犯の検挙人員のうち、未成年者及び20歳代が占める割合は、覚醒剤事犯、大麻事犯ともに低下傾向(覚醒剤:21.7%→15.2%、大麻:60.9%→44.8%)にある。一方、平成25年中の大麻事犯の検挙人員のうち、未成年者及び20歳代が占める割合は全体の約45%を占めているほか、危険ドラッグの若年層への広がりが懸念されるなど、依然として憂慮すべき状況にある。 ・ 少年の覚醒剤や大麻事犯の検挙人員の継続的な減少及びそれらの事犯全体における少年の割合の低下等一定の成果が認められた。一方で、危険ドラッグの少年への広がりが懸念されるなど、憂慮すべき状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月同会議取りまとめ(平成26年8月一部改定))に基づき、引き続き、未成年者や20歳代の若年層による覚醒剤、大麻等の乱用への対策を推進する。 ・ 引き続き、学校等における薬物乱用防止に関する広報啓発活動を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心とした健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携等、課題解決に向けた計画の策定や、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施した。</p> <p>また、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材を作成し、中学生・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育におけるエイズ教育等の充実を図った。</p> <p>さらに、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材(小・中・高校生用)の作成・配布を行うとともに、平成24年度に実施した薬物等に対する意識等調査の報告書を作成し、都道府県教育委員会等に配布した。</p> <p>そのほか、喫煙、飲酒について、総合的に解説した啓発教材(小・中・高校生用)の作成・配布等を行った。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・子どもの健康管理、健康の保持増進に資する取組であったと考えられる。</p>	<p>・文部科学省では、今後とも、子どもの健康管理、健康の保持増進を図るため、学校における健康診断や健康教育、地域の関係機関等との連携による児童生徒の現代的な健康課題を解決するための事業等を推進する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止対策として、若年層が、危険ドラッグ・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正しい知識を持つための普及啓発読本を作成・配布している。また、薬物乱用防止に資するため「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等のイベントを開催している。 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく、平成24年1月の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(エイズ予防指針)(平成24年厚生労働省告示第21号)に基づき、施策の重点化を図るべき3分野(普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供)を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療従事者やNGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開している。 ・また、平成24年1月の「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成24年厚生労働省告示第19号)に基づき、(ア)発生の予防・まん延の防止では、性感染症の予防方法等に関する情報提供を進めることや、より精度の高い検査方法を推進していくこと、(イ)医療の提供では、学会等と連携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り組んでいくこと、(ウ)情報収集・調査研究では、発生動向の的確な把握に努めることや性感染症のリスクに関する意識や行動に関する研究を実施することについて、更なる対策の推進を図っている。 ・平成8年度以降継続的に行っている、厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)での調査によると、未成年の飲酒率、喫煙率は、調査開始時より減少してきているものの、0%にはなっていない。このような状況を踏まえて、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)や「二十一世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」(平成24年厚生労働省告示第430号)では、未成年者の飲酒と喫煙を34年度までになくすという数値目標を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組をより着実に行うとともに、最近、危険ドラッグを使用した者による二次的犯罪や健康被害を起こす事例が多発していることから、平成26年7月に決定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づいて、危険ドラッグを含めた薬物乱用防止の普及啓発活動をより一層推進する。 ・引き続き、エイズ予防指針を踏まえ、HIV/エイズに関する総合的施策を展開する。 ・また、引き続き、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成24年厚生労働省告示第19号)に基づき、(ア)発生の予防・まん延の防止では、性感染症の予防方法等に関する情報提供を進めることや、より精度の高い検査方法を推進していくこと、(イ)医療の提供では、学会等と連携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り組んでいくこと、(ウ)情報収集・調査研究では、発生動向の的確な把握に努めることや性感染症のリスクに関する意識や行動に関する研究を実施する。 ・他省庁と協力して未成年者の飲酒・喫煙対策を進めていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆性器クラミジア:計画策定時27.09 → 最新値(26.29) ◆性器ヘルペス:計画策定時8.07 → 最新値(9.01) ◆尖圭コンジローマ:計画策定時5.50 → 最新値(5.90) ◆淋菌感染症:計画策定時9.65 → 最新値(9.74) <ul style="list-style-type: none"> ◆平成25年新規HIV感染者報告数:1,106件 ◆平成25年新規AIDS患者報告数:484件 <ul style="list-style-type: none"> ◆未成年者の喫煙(平成22年) <li style="padding-left: 20px;">中学1年生 男子 1.6% 女子 0.9% <li style="padding-left: 20px;">高校3年生 男子 8.6% 女子 3.8% ◆未成年者の飲酒(平成22年) <li style="padding-left: 20px;">中学3年生 男子 10.5% 女子 11.7% <li style="padding-left: 20px;">高校3年生 男子 21.7% 女子 19.9% 平成21年度は数値をとっていない 	

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
<p>3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現</p> <p>ア 子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策</p>	<p>警察庁</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、都道府県警察に対して児童虐待に関する広報・啓発の推進等を指示し、広報・啓発活動を推進している。 <p>② 虐待への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待のおそれのある児童を発見した際の児童相談所への通告を徹底するとともに、児童の安全確保を最優先とした対応を図っている。 ・ 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、積極的な事件化を図り被疑者検挙に努めている。 <p>③ 被害を受けた子どもに対する相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。 <p>④ 防犯・安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙、又は指導警告措置を講じる先制予防的活動を推進している。 	<p>① 広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、広報活動を推進し、啓発活動等の充実を図っていく。 <p>② 虐待への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、児童の安全確保を最優先とした対応を図っていく。 ・ 引き続き、児童に対する性的虐待について、積極的に事件化を図っていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>① 広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、都道府県警察による広報活動を推進し、虐待を根絶するための啓発等の充実を図った。 <p>② 虐待への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の安全確保を最優先とした対応を図り、適切な対応を推進した。 ・ 児童に対する性的虐待については、積極的な事件化を図っており、厳正に対処した。 <p>③ 被害を受けた子どもに対する相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境調整を行うなど、継続的で効果的な支援を行った。 <p>④ 防犯・安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察では平成21年4月に全ての都道府県警察に子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集及び分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる先制予防的活動を行う子供女性安全対策班を設置し、従来の検挙活動等に加えて子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図ってきた。 ・ 子供が安心して登下校できるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いたパトロールの強化、子供に身の危険を察知する能力等を身につけさせるための体験型被害防止教育の推進、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を児童や保護者に対して迅速に提供するため教育委員会や小学校等と連携した情報発信活動の推進、危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行う「子供110番の家」等ボランティアに対する支援等を推進してきた。 	<p>③ 被害を受けた子どもに対する相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境調整を行うなど、継続的な支援を行っていく。 <p>④ 防犯・安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、子供女性安全対策班を中心として先制予防的活動を推進するとともに、関係機関や防犯ボランティア等と連携して、子供や女性を対象とした性犯罪等の未然防止を図っていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>②虐待等への適切な対応 法務省の人権擁護機関では、法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話「子どもの人権110番」(全国共通フリーダイヤル)等による人権相談、インターネットを利用した人権相談(SOS-eメール)を行っている。子どもの人権110番等の強化週間を設け、期間中においては平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設している。また、「子どもの人権SOSミニター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもが相談しやすい環境を整備している。</p> <p>③被害を受けた子どもに対する相談・支援 (1)法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、児童からの事情聴取方法等に関する研修を実施している。 (2)被害を受けた子どもからの相談やその他の情報によって児童虐待事案の情報を得た場合は、児童相談所などと連携し、被害を受けた子どもを一時保護させるといった適切な対応に努めている。また、事案に応じて加害者に対して説示を行うなど適切な措置を講じている。これにより、被害を受けた子どもの救済に努めている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>②虐待等への適切な対応 取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 なお、法務省の人権擁護機関において人権侵害事件として立件した事案のうち児童に対する暴行虐待に関するものは増加傾向にあり、平成25年は911件で昨年引き続き過去最高となった。これらのことから、気軽に人権相談できる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続きにつなげられたものであり、適切に対応したことがうかがえる。</p> <p>③被害を受けた子どもに対する相談・支援 (1)計画の要請を満たしている。 (2)取組の結果、気軽に人権相談ができる環境を整えて、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと考えている。 なお、法務省の人権擁護機関において人権侵害事件として立件した事案のうち児童に対する暴行虐待に関するものは増加傾向にあり、平成25年は911件で昨年引き続き過去最高となった。これらのことから、気軽に人権相談できる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続きにつなげられたものであり、適切に対応したことがうかがえる。</p>	<p>②虐待等への適切な対応 今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。</p> <p>③被害を受けた子どもに対する相談・支援 (1)今後も同様の取組を実施する。 (2)今後も、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、平成22年3月に厚生労働省と協議の上で策定した、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関する指針について、23年3月にその実施状況等を検証し、結果を公表するとともに、24年3月に児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に周知した。25年度においても、引き続き各種会議等で周知を図った。 さらに、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する暴力・虐待への対策に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。 ・25年度においては、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催(11月16日・大分県別府市)、広報用ポスター、リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(ラジオ、新聞広告等)により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。 ・民間団体(特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。 ・児童虐待への対応については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の累次の改正や、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第185回臨時国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、「施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置」を「着実に講ずるもの」とされたところであり、今後、この規定にしたがって、消費税財源を含めた安定財源を確保した上で、人員配置基準の引上げなど、養護の質を高める取り組みを進めていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>・発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」の推進等の相談しやすい体制の整備等に取り組んでいる。</p> <p>・早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」の機能強化に取り組んでいる。</p> <p>・保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う保護者支援の推進等の取組等を進めている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・地域子育て支援拠点事業:計画策定時7100か所 最新値 8,201か所(平成25年度実施状況(市町村単独分は平成24年度実績))</p> <p>・近年、虐待を受けた子どもや障害のある子どもが増えるなど、子どもの抱える問題が複雑・多様化しており、施設の小規模化を進めるなど養護の質の改善は重要な課題であるとの認識のもと、これまでも施設職員の専門性の向上とともに、児童養護施設の人員配置など、養護の質を高める取り組みを進めており、一定程度計画の要請を満たしていると考えられる。</p>	<p>・児童虐待への対応等の対策については、これまで以上に虐待に至る前の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの適切な保護・支援等といった、各段階での切れ目のない対応の充実に図っていく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
イ メディア・リテラシーの向上	内閣府(共生社会政策)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進本部の下で、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日決定・平成24年7月6日改訂)のフォローアップを実施し、関係省庁が連携して青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備を推進している。 ・青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化していること等を踏まえ、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、基本計画の見直しに向けた議論を開始した。 ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等、訴求対象の特性を踏まえて広報・普及啓発を充実強化する必要がある。 ・青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。 ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・訴求対象の特性に応じ地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体・事業者等との連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。
	総務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>○ICTメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は有識者による検討委員会を組成し、モデルシステムの構成、育成すべきリテラシーの指標、具体的内容等について検討を行い、報告書を取りまとめた。 平成24年度は報告書を踏まえたモデルシステムを構築し、リテラシー育成コンテンツを作成。その上で、図書館・公民館等公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を行った。 平成25年度は、PDCAサイクルによるシステムの改善、育成コンテンツの更新等に取り組み、より実効性の高い普及モデルの検討を行った。 <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送分野については、メディア・リテラシーの向上を目的とした小学校・中学校・高等学校向けの教材を開発し、教育関係者等広く一般に提供。 <p>【施策の評価】</p> <p>○ICTメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組により、リテラシー育成コンテンツ及び実証結果等を取りまとめた報告書を作成した。ホームページで公表し、普及を図っている。 <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の取組を通じ、メディア社会に積極的に参画する能力の涵養に寄与。 	<p>○ICTメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> スライドや動画を中心とするリテラシー育成コンテンツは充実したが、より実践的な学習のためのシミュレーター型のコンテンツが少なく、さらなる拡充が必要と認識している。新たなシミュレーター型のリテラシー育成コンテンツの開発等により、安全で実践的なリテラシー向上のための取組を推進する。 <p>○放送分野のメディア・リテラシー</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送分野の教材については、一般に對する提供を継続。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに(平成25年度:12か所)、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。</p> <p>また、携帯電話やスマートフォンなどを利用する青少年自らが、適切な利用法について学び合うワークショップや地域の実情に応じた有害環境対策の推進を支援している。</p> <p>・また、文部科学省では、平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づき、子供たちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力などの育成を図っている。なお、当該学習指導要領を円滑に実施するために、全国の担当者を対象にした会議等において周知を行ってきた。</p> <p>さらに、学校における指導の充実を図るため、教員が指導する際に役立つ動画教材と指導手引書を作成し、全国の教育委員会に配布(平成26年度4月)した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じて、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上で不適切な投稿をしないことなど、適切なインターネットの利用について普及啓発し、メディアにおける人権の尊重に貢献した。</p> <p>・平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づいた情報教育を円滑に実施するために、全国の担当者を対象にした会議において周知を行うとともに、教員用の指導手引書の作成等を行っており、メディアリテラシーの向上に資するものであったと考えられる。</p>	<p>・スマートフォンをはじめとする新たな情報機器が急速に普及していることから、引き続き青少年が適切にインターネットを利用できるよう、普及啓発に取り組む。</p> <p>・また、引き続き、学習指導要領に基づいた情報教育を推進するとともに、今後の情報教育の在り方について検討していく。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	経済産業省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。 ・警察庁、都道府県警察、NPO等の協力の下、インターネット利用に関する基礎知識を学習するための「インターネット安全教室」を継続して開催。 ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー、指導者等向けセミナー及びインターネット安全教室を相当回数実施。 ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、子どものインターネット・リテラシー向上に努める。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
ウ 児童ポルノ対策の推進	内閣府(共生社会政策)	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪対策閣僚会議において、「児童ポルノ排除総合対策」(平成22年7月27日決定)を策定し、毎年フォローアップを実施するとともに、「児童ポルノ排除対策推進協議会」及び「公開シンポジウム」を開催し、関係機関・団体と連携して児童ポルノ根絶に向けた国民運動を推進している。 ・青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化する中で、児童ポルノ事犯の被害が深刻化していること等を踏まえ、新たに「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定)を策定し、官民一体となって児童ポルノの排除に向けた総合的な活動を推進している。 ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進している。 ・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年6月25日法律第79号)が成立し、同年7月15日から施行されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携して児童ポルノの未然防止・拡大防止や被害児童の保護・支援の充実等に向けた対策を一層推進している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童ポルノは絶対に許されない」という認識や地域の情勢・特性に応じた児童ポルノ排除のための取組が効果的に推進されるように、国、地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等に対する広報・普及啓発を充実強化する必要がある。 ・児童ポルノ排除対策ワーキングチーム、青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。 ・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・特性に応じ、児童ポルノ排除対策が推進されるよう地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。 ・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年6月25日法律第79号)が成立し、同年7月15日から施行されたことから、同法改正・「第二次児童ポルノ排除総合対策」・「世界一安全な日本創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)等を踏まえ、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等を始め、児童ポルノの排除に向けた総合的な取組が効果的に行われるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等の促進を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁では、安心ネットづくり促進協議会に参画し、児童ポルノ対策に必要な情報の提供や助言、同協議会の実施する施策に参画した。また、児童ポルノ流通防止対策専門委員会が、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として選定した一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会にURL等の情報提供を行った。 警察では、児童ポルノの根絶に向け、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りの強化、広報啓発活動、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施等児童ポルノの流通・閲覧防止対策等を推進している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター(IHC)の運用を、平成18年6月から開始した。IHCで、平成25年中に受理した児童ポルノ公然陳列情報は3,056件であり、平成24年(2,935件)と比べて121件(+4.1%)増加した。IHCからサイト管理者等に対して削除を依頼した児童ポルノ公然陳列情報408件のうち391件(95.8%、前年比+3.0P)が削除されており、インターネット上に流通している児童ポルノ画像の排除に繋がった。 警察庁では、IHCと同様に一般のインターネット利用者から受け付けた違法情報・有害情報に係る警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行う一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)からもIHCを通じて違法情報の通知を受けるなど、連携を図った。 児童ポルノ事犯については、取締りの強化により、平成23年中、1,455件、24年中、1,596件、25年中、1,644件と送致件数が増加している。 プロバイダによる児童ポルノのブロックングについてアドレスリスト作成管理団体に情報提供を行ったり、ICSA及び一部ISPの協力を得て、平成26年4月からファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止に向けた取組を開始するなど、関係団体との連携が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、関係機関、団体と連携し、インターネット上の児童ポルノ画像の排除を推進する。 インターネット上に拡散した児童ポルノ情報の削除については、迅速な対応が求められるところ、通報窓口であるIHCの周知を図る必要がある。 今後も、「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを強化するほか、関係行政機関・事業者等と連携した諸対策を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	総務省	<p>【施策の取組状況】 児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施した。</p> <p>【施策の評価】 上記施策はブロッキングの実効性向上に向けた環境整備を行うものであり、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進を行ったと評価できる。</p>	<p>児童ポルノサイトのブロッキングについて、児童ポルノ対策の必要性及びその一環としてのブロッキング導入の具体的方策について普及啓発を実施していく必要がある。</p>
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。 ・平成26年6月、議員立法により児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係各省庁が連携して児童ポルノ事犯の取締りの強化を図っている。 ・罰則の新設により、児童ポルノ事犯の取締りの強化、厳正な科刑の実現に資することができる。 	<p>・児童ポルノ事犯に対しては、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係各省庁が連携し、法改正の趣旨を踏まえ、新設された罰則の適用を含め、今後も適切に対処する。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】 児童買春等の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。</p> <p>【施策の評価】 児童相談所における性的虐待相談対応件数：計画策定時 1,350件 ：平成24年度1,449件</p> <p>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第79号)が施行され、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議による被害児童保護施策の定期的な検証・評価を実施することが明記されたことを踏まえ、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の検証・評価については、平成26年9月1日の社会保障審議会児童部会において、本児童部会で被害の現状等を議論いただくこととなった。</p>	引き続き当該施策を実施していく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	経済産業省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等で開催したフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。 ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。 ・平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえ、平成23年度から継続して、青少年によるインターネット接続機器の利用実態調査を実施。結果は事業者にはフィードバックし、当該基準に準じた自主的かつ主体的な対応を推進。 ・平成24年度から年2回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーを相当回数実施。 ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。 ・インターネット利用実態調査の結果、フィルタリングソフト利用率は向上傾向にある。 ・直近のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全てについてフィルタリング対応措置が取られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、フィルタリング利用及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止の推進に努める。 ・インターネット接続機器の利用実態調査の結果を踏まえ、引き続き、フィルタリングを利用しやすく児童ポルノ画像等の流通・閲覧が防止される環境の整備を推進する。 ・引き続き、機器ごとのフィルタリング対応状況調査を実施し、事業者によるフィルタリング提供及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止措置を推進する。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
エ 児童買春対策の推進	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <p>① 被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施している。 少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取り扱いの豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。面接のほか、気軽に相談できるよう、「ヤングテレホンコーナー」等の名称でフリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。 <p>② 啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 進学、進級時期における保護者説明会等を活用し、フィルタリングの普及促進等に関する啓発活動を推進した。 コミュニティサイト等に起因する福祉犯被害の増加等を踏まえ、警察庁より、各都道府県警察宛に、保護者への啓発活動の強化、携帯電話事業者に対する要請の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進等を指示した(平成25年12月)。 携帯電話事業者に対し、携帯電話契約時等における保護者へのフィルタリングの説明強化について要請した(平成26年1月)。 保護者向けの啓発用リーフレット「STOP!ネット犯罪」を約270万部作成し、全国の保護者に配布した(平成26年3月)。 児童による不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を推進した。 警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。 警察庁において「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状」について半期ごとに調査し、その調査結果を関係機関と共有するとともに、関係事業者に対して実効性あるゾーニングの導入やミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかけている。 	<p>① 被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図っていく。 引き続き、少年相談体制の充実を図っていく。 <p>② 啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、スマートフォン等が児童にも急速に普及しており、インターネット利用に係る児童買春事件が多く発生していることを踏まえ、児童に対する情報モラル教育を更に強化していく。 スマートフォン等の普及を踏まえ、保護者への啓発活動、携帯電話事業者に対する要請、児童に対する情報モラル教育を更に推進する。 引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。 今後も、サイト事業者等に対しては、実効性あるゾーニングの導入やコミュニティサイトのミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかける。 無料通話アプリ事業者等に対しては、ID交換掲示板対策として、ユーザーの年齢情報を活用した児童のIDが検索できないシステム(ゾーニング)の導入等自主的な取組の要請や関係機関等と連携したスマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進を図っていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <p>① 被害児童等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童に対する継続的支援を実施するなど、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図った。 ・ フリーダイヤルでの電話相談や電子メールによる相談の受付等、相談を行いやすい環境の整備が図られている。 <p>② 啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童買春事件の送致事件に係る被害児童数は減少傾向にあり、平成22年の741人から平成25年には462人まで減少している。 ・ 「青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)」によると、フィルタリングの利用率は、平成22年度に59.6%、平成24年度には63.5%と上昇していたが、平成25年度にはスマートフォンの普及等を背景に55.2%に減少した。 ・ コミュニティサイトに起因する犯罪被害児童数は、平成22年度に1,239人、平成24年度には1,076人と減少傾向にあったが、平成25年度には無料通話アプリのIDを交換する掲示板(以下「ID交換掲示板」という。)による被害等を背景に1,293人に増加した。 ・ 近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。 ・ 出会い系サイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成22年中は151人であったが、平成25年中は71人に減少した。一方、コミュニティサイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成22年中は214人であったが、平成25年中は226人に増加した。 <p>コミュニティサイトに起因する被害児童の増加の要因は、平成25年上半期以降、ID交換掲示板利用に起因する犯罪被害の増加によるものである。</p>	

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春対策の推進に資するものであったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>児童買春等の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>児童相談所における性的虐待相談対応件数：計画策定時 1,350件 ：平成24年度1,449件</p> <p>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第79号)が施行され、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議による被害児童保護施策の定期的な検証・評価を実施することが明記されたことを踏まえ、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の検証・評価については、平成26年9月1日の社会保障審議会児童部会において、本児童部会で被害の現状等を議論いただくこととなった。</p>	<p>引き続き当該施策を実施していく。</p>
オ「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進	警察庁	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、関係法令を適切に適用し、児童が被害者となる人身取引対策の取締りを徹底している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が被害者となる人身取引事犯に対して、厳正な対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、児童が人身取引事犯の被害者とならないよう、関係法令を駆使し、厳正な取締り及び被害児童保護に努めていく。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	法務省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、児童を含む被害者に対しては、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場を十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、被害者が在留資格を有している場合には、必要に応じて在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>・「人身取引対策行動計画2009」策定以後、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p>	<p>・人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。</p>
カ 安心して親子が生活できる環境づくり	内閣府(共生社会政策)	<p>【施策の取組状況】</p> <p>(ア) 子供の貧困問題への対応については、「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月))に盛り込まれた、経済的困難を抱える家庭への支援、ひとり親家庭への支援、世代を超えた貧困の連鎖の防止及び状況把握等に係る施策の実施状況について、子ども・若者育成支援施策の実施状況に関する年次報告においてフォローアップを行うとともに、「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」において点検を行った。</p> <p>(イ) 平成25年6月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)が成立し、平成26年1月に施行された。さらに、同年8月には、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。</p> <p>【施策の評価】</p> <p>上記(ア)の推進を図ってきたところであるが、依然として我が国の子供の貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にある。こうした事情等を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるに至り、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。</p>	<p>左記(イ)のとおり、平成26年8月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」は、「貧困の世代間連鎖の解消」や「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すこと」を目的・理念に掲げ、今後5年程度を見据えた当面の重点施策を取りまとめたものである。特に、学校と地域の連携による学習支援、教育費負担の軽減、学校と福祉の連携、保護者の学び直しの支援などの施策を推進しつつ、中長期的な視野も持って継続的に取り組み、施策の実施状況等を検証・評価しながら、子供の貧困対策を推進していくこととしている。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <p>・世代を超えた貧困の連鎖の防止について、文部科学省では、市町村が経済的に就学困難な学齢児童生徒の保護者に行う就学援助事業の助成を始め、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおいて教育費の負担を軽減するための取組を行っている。</p> <p>高校生等においては、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するために、平成22年度から、公立高校の授業料無償制及び私立高等学校等に係る就学支援金制度を開始した。また、低所得者支援の充実と公私間格差是正といった課題の改善を図るため、平成25年に制度改正を行い、平成26年度の入学生から所得制限を導入し、所得制限で検出された財源によって、私立高校の低所得世帯に対する就学支援金の加算の拡充を行うとともに、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒を対象に返済不要の「高校生等奨学給付金」を新たに創設した。</p> <p>また、いじめや不登校、児童虐待等、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、国と地方公共団体等が共同して実証的研究を実施した。</p> <p>さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を平成26年8月に策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとしている。</p> <p>・障害のある子どもへの対策の充実について、文部科学省では、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状態等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導等において、特別の教育課程の編成や少人数学級の編制、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進している。</p>	<p>・世代を超えた貧困の連鎖の防止について、義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実に努める。</p> <p>高等学校等段階においては、平成26年度から導入された新高等学校等就学支援金制度については、制度の円滑な実施を図るため、都道府県・学校・生徒などの関係者に対して周知の徹底を図ることとしている。また、「高校生等奨学給付金」については、更なる低所得世帯への支援の充実に努める。</p> <p>高等教育段階においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や大学等奨学金事業等の充実・拡充などにより、修学支援を推進する。</p> <p>・障害のある子どもへの対策の充実について、引き続き、インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の充実に努める。</p>

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えた貧困の連鎖の防止について、高等学校等段階においては、高等学校等における家庭の教育費負担の軽減を図り、真に公助が必要な方への支援を可能にするものであり、教育の機会均等の確保に重要な役割を果たしている。高等教育段階においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、授業料減免や独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業等による修学支援を推進する必要がある。 ・障害のある子どもへの対策の充実について、平成26年1月に我が国が批准(平成19年9月署名)した「障害者の権利に関する条約」及び、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」等も踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のため、障害のある児童生徒への「合理的配慮」の充実や早期からの教育相談・支援の充実、教職員の専門性の向上等、特別支援教育の充実のための各種事業を実施しているほか、いわゆる通級指導等、特別支援教育の充実のための教員の加配措置や、障害のある子供の学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置等を講じており、これらの取組は計画の目標達成に資するものであったと考えられる。 	
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている。 ・身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、平成24年4月から知的障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系を障害児通所支援と障害児入所支援にそれぞれ一元化している。 ・学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」の創設等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、都道府県に医療提供体制整備のための地域医療介護総合確保基金を創設することとしている。都道府県は、小児科医等の医師確保等にこの基金を活用していただくこととしており、常時診療体制が確保されていない小児救急医療圏においても地域の実情に応じて効果的に小児救急医療の充実を図ることとしている。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数 計画策定時:342地区 最新値:341地区(※1)(平成23年度) 成果目標:全小児救急医療圏 <p>(※1)平成23年度は、常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数は341地区あり、全小児救急医療圏の95%である(計画策定時は、全小児救急医療圏の94%)。地区数が計画策定時から減少しているのは、地区の統合によるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月から平成26年4月にかけて、障害児通所支援の事業所数は31.9%、利用者数は30.2%増加しており、着実に整備が進んできている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、小児初期救急センターや小児救命救急センターの運営費などの事業に対する支援を行い小児救急医療体制整備の充実を図る。 ・障害のある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう、引き続き取組を推進する。
<p>キ 社会全体で子どもを支える取組</p>	<p>内閣府(男女共同参画局)</p>	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カエル！ジャパン」キャンペーンの実施 仕事と生活の調和について、社会全体での取組を推進するための国民運動を一層効果的に進めるため、「カエル！ジャパン」というキーワードのもと、シンボルマーク・キャッチフレーズを策定し、ホームページ、シンポジウム、各種資料において活用することにより、運動全体を統一的に推進している。 また、仕事と生活の調和ポータルサイトにおいて、国の施策、調査・研究、各主体の取組、「カエル！ジャパン」キャンペーンやメールマガジンなど仕事と生活の調和に関する様々な情報を発信している。 ・男性にとっての男女共同参画シンポジウムの開催 男性にとっての男女共同参画に対する理解を深め、男性の地域・家庭等への参画を促進するため、男性にとっての男女共同参画シンポジウムを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、シンポジウムの開催等を通じて、男性・子どもにとっての男女共同参画の理解を促進し、取組の裾野の拡大と深度化を図る。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
		<p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の育児休業取得率や6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間等が上昇基調にあることなど、取組の裾野は広がりつつある。しかしながら、男性の家事・育児参画等の取組状況は成果目標には及ばず、依然として低水準となっている。 <p>これらの背景には、男性の固定的性別役割分担意識や長時間労働の問題があると考えられ、現状を打開するため、こういった意識の解消と、働く本人だけでなく経営者や管理職が働き方改革の取組を進める必要がある。</p>	
	文部科学省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省では、未来を担う子供たちを健やかに育むため、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を実施している。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の実施か所数は例年増加している。また、平成26年度からは、新たに「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を開始し、子供たちの土曜日等の教育環境の充実を図っている。 <p>さらに、女性の活躍促進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の整備を計画的に進めるため、「放課後子どもプラン」を廃止し、新たな「放課後子ども総合プラン」を、厚生労働省・文部科学省連名で平成26年7月に策定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期教育振興基本計画に基づき、「全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築」するため、引き続き、学校支援地域本部などの取組を推進していく。 ・ 今後は、「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度末までに、全小學校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施を目指す。

施策名	担当府省	主な施策の取組状況及び評価	今後の方向性、検討課題
	厚生労働省	<p>【施策の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)を平成20年に改正し、2011(平成23)年4月1日から一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定・届出等が義務となる企業を、常時雇用する従業員数301人以上企業から101人以上企業へ拡大した。 また、次世代法は2014(平成26)年度末までの時限立法であるが、同法の有効期限の10年間の延長、新たな認定(特例認定)制度の創設等を内容とする改正法案を第186回通常国会に提出し、2014年4月16日に成立した。 ・これを踏まえ、認定基準・行動計画策定指針の見直しについて労働政策審議会において議論を行い、平成26年9月24日に改正次世代法施行規則案要綱及び行動計画策定指針案要綱について諮問及び答申が行われたところ。これらを含め、改正法の円滑な施行に向けた取組を進めていくこととしている。 ・認定制度及び認定マーク(くるみん)の認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、次世代法に基づく認定を受け、くるみんを取得した企業は、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日まで期間内に取得・新築・増築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却を可能とする税制上の措置(くるみん税制)が平成23年6月30日に創設されている。当初平成23～25年度の3年間の措置であったが、平成26年3月31日に公布、同年4月1日に施行された「所得税法等の一部を改正する法律」により、適用期限が平成26年3月31日から平成27年3月31日まで1年間延長されている。 ・子育て世帯に対する現金給付については、平成24年3月に成立した「児童手当法の一部を改正する法律」により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同年4月から新しい児童手当制度が施行されている。 <p>【施策の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法施行状況(平成26年8月末現在) <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般事業主行動計画届出状況 規模計 66,140社 101人以上企業 46,290社(届出率97.5%) 301人以上企業 14,541社(届出率97.8%) 101人以上300人以下企業 31,749社(届出率97.4%) 100人以下企業 19,850社 ○ 認定企業 1,951社 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした、児童手当を支給する。 ・改正次世代育成支援対策推進法に基づく企業の働き方の見直しを進めるために、認定及び特例認定の取得を促進する。このため、認定制度及び特例認定制度の認知度の向上を図る。